

令和3年5月1日

岡山理科大学

職員・従業員関係各位

新型コロナウイルス感染症対策 職員・従業員用ガイドライン(Vol.2-2)

学生支援機構

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、大学の各種機能を損なわない事を念頭に、職員・従業員の業務について以下の配慮・対策を実施して下さい。

1) 集会（研修会・会議）について

(1) 職員は集会に来た者に対し、「参加者は、マスクを着用して下さい。こまめに手を洗って下さい。咳マナーを守って咳やくしゃみで飛沫を飛ばさないで下さい。部屋のドアノブ、机、マイク、物品等からの感染に気を付け、触った後には手洗い・消毒を行うよう努めて下さい。」と、呼びかけをして、自らもそのルールを実践して下さい。

(2) 室内では30分に一度の割合で換気をするよう参加者に指示するか、自ら換気をして下さい*。

(3) 飛沫感染の恐れが高い研修方法や、他者との接触、共有物に接触する頻度が高い場合は、研修方法を変更して罹患の可能性を下げるか、その研修自体の延期を検討して下さい。

(4) 対面で会話が必要な場合は、マスクやハンカチで口を覆ってください。覆えない場合、話者は聞き手と2m程離れて下さい。

(5) 風邪の症状がある参加希望者は、理由の如何を問わず(原因特定が難しいため)、大学へ来る事を禁じます。保健所に濃厚接触者とみなされた参加者もこれに準じます。この場合、大学職員や従業員は各キャンパスの健康管理部門(岡山キャンパス健康管理センター 086-256-8434、今治キャンパス健康管理係 0898-52-9030)へ連絡して指示を受けて下さい。

(6) 症状に拘わらずマスクを着用して下さい。唾液や鼻汁の飛沫を防止するとともに、手を口や鼻に持ってくるのを防ぐ効果が期待できます。

(7) コロナウイルスは飛沫・接触感染で伝播しますが、ウイルス粒子を含む小飛沫が放出されてから短時間、空中を浮遊する可能性が示唆され、器物に付着後も感染力が残ることが指摘されています。上記(2)に示す頻度で室内の換気を実施し、触れやすい器物(スイッチ、ハンドル、ノブ等)の消毒に努めて下さい。電気製品を消毒する場合は、液体洗剤を浸み込ませた布を絞り、その布で表面を拭き、機械内への浸潤を避け、器物を触った後には

*日本感染症学会では1時間に6回以上の換気を推奨しています。

手指を石鹼類で消毒して下さい。

(8) 具合が悪くなった参加者には、自宅での療養を勧めて下さい。自力で帰宅できない場合は、健常者から距離をおいた換気の良い位置で待機させ、健康管理部門へ電話で相談して下さい。救急車を呼ぶ可能性があります。くれぐれも、本人を健康管理部門へ行かせて、学内に罹患可能性を拡散させないで下さい。ご自分の具合が悪くなった場合も、同様に行動して下さい。

(9) 移動の際にエレベーターを使用することがあると思いますが、密閉空間となりますので、密集・密着することのないように注意してください。時間に余裕がある時は、階段の使用を推奨します。

2) 応接・面談・学外活動について

(1) 職員が実施する面談は、電話や電子媒体（Skype、LINE、Email等）での対応を推奨し、風邪症状のある者と応接・面談することは避けて下さい。風邪症状の者には、行事に参加しないよう指導して下さい。

(2) 比較的軽症の風邪症状があったり、罹患者との濃厚接触の疑いがあったりする職員・従業員は、療養・待機を前提に上司に相談して下さい。

(3) 職員は窓口対応と行事の必要性やそれらの実施時期を検討し、不要不急の場合、延期・中止したり、参加者を絞ったり、電子媒体でのコミュニケーションで代替したりする事を推奨します。本学は県内であっても一泊研修を中止した経緯がありますので、これに類する旅行計画は延期・中止して下さい。

(4) オリエンテーション・説明会・発表会・窓口対応など学生生活に欠かすことが出来ない行事・行為を実施する場合は、「1)集会について」の実施に準じた注意をして下さい。濃厚接触の認定は「感染した人が発症する2日前から1m程度の距離でマスクをせずに15分以上会話するなどの接触」なので、そのような事態になりにくいように、対面で話し合う時間は短時間になるようにし、待たせる行列等が密着し滞留しないよう配慮して下さい。

(5) 複数名が触る可能性のある筆記具の貸し借りは出来るだけ減らし、学生・教職員がそれぞれの筆記具を使うことを奨励して下さい。また、多人数が利用する部屋、テーブル類は使用頻度に応じて最低一日に1~2回は、石鹼液（界面活性剤含有）、エチルアルコール系消毒液、ハイター（次亜塩素酸ナトリウム含有）溶液のいずれかで消毒して下さい。その際には必ずプラスチック手袋類を利用して下さい。消毒しにくい器物の操作については、使い捨てプラスチック手袋類での接触を推奨します。

3) 課外活動・学外活動について

既に学生課より学生に対し新型コロナウイルス感染症に対する注意喚起を実施しておりますが、職員におかれては以下の注意事項を理解し、各自が管理されている場所においてルールが守られていない場合は、学生に注意をし、速やかに学生課（086-256-8432）へ報告

して下さい。

-----課外活動・学外活動上の新型コロナウイルス対策-----

a 参加者相互の直接の接触があるもの、共有する物品を触るもの、発声等を伴うものは上記 1) 2) における注意を準用して下さい。

b 発熱や咳クシャミが出る者は活動に参加をしないで、自宅で療養して下さい。

c 一泊研修を中止した背景・状況を参考に、不要不急の合宿や試合は控えて下さい。

d 複数名が室内で集まる場合は、咳マナーを守り、30分に一度は換気をし、共用の器物に接触した場合は必ず手洗いや消毒をして下さい。

e 電子媒体での連絡を中心にコミュニケーションを図り、直接対面でミーティング等する場合は、室内の換気と時間の短縮を心がけ、感染拡大の危険を少しでも回避するように配慮して下さい。

4) 食堂・食品を扱う売店について

(1) 調理・配膳・販売を行う方で、風邪の症状がある場合は、感染の恐れがあるため、必ず休んで下さい。また、作業時はマスクを着用し、手袋の利用を推奨します。

(2) お客様の呼気がかからないように、食品類にラップ類をかけて下さい。調理後の食品を呼気のかかる位置に放置して提供することは避けて下さい。

(3) ウイルス感染を避けるため、消毒されていないトング等の食器類をお客さんが共用する事は避けて下さい。

(4) 新型コロナウイルス感染症をめぐる状況は緊急事態であることから、提供されるメニューを絞り、手間がかからないもの、速やかに出食できるもの、片付けやすいものに限定して頂く事や、弁当形式のメニューへの変更を認めます。検討結果は、大学内に告知するので学生課(086-256-8442)へ連絡して下さい。

(5) 万が一、咳マナーを守らない方、風邪症状の方が居た場合、食事・食品の提供を拒否して下さい。

(6) 食堂に入るお客様の人数が多すぎる場合は、入場を制限する対応をして下さい。お客様が密に着席をすることを避けるため、お客様の間隔が1m以上開くように食堂等の椅子を間引くことも有効です(1m毎に1つのイス、正面の着席を避け、ジクザク着席を検討中)。

(7) 衛生面に配慮したオーダー・サーブ形式(お客様の注文を聞いて出食する方法)は問題ないのですが、多数の学生が密に並ぶ事は避けたいので、テイクアウト(お弁当形式等)による出食もご検討下さい。

(8) 感染を避けるため、お客様であっても大声での会話や、食堂・売店内での長時間の滞留は注意して下さい。

(9) 席に余裕がある時は、それぞれに1m程度離れて着席し、食事を摂ってもらうように呼び掛けて下さい。

(10) これらの対応を盛り込んだポスターを提供します。これをお客さんが見える部分に複数掲示して下さい。

5) 休日の過ごし方

(1) 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけて下さい。

(2) 特に、密閉・密集・密着の状況を避け、ウイルス感染の可能性を低くするようにして下さい。

(3) 自分1人の無責任な行動が、大学だけでなく社会全体に大きな影響を及ぼす事を十分認識の上、社会人として自覚を持った行動をしてください。

5) 寮運営について

(1) 寮内の出入口等に消毒薬を配置するので、帰寮時・食事前に必ず手洗いと併用するように指導下さい。

(2) 緊急事態なので、居室等へ複数名が集まることを避けるように指導して下さい。複数名が対面で面会・会話する時はマスク着用やハンカチ類を口に当てることを呼び掛け、実行しない学生は注意して下さい。指導を聞かない場合は、学生課へ報告して下さい。

(3) 発熱や風邪症状が出たら、寮生にはただちに寮管理人と健康管理センター(086-256-8434)に報告して、管理人による自室待機等の指示に従わせて下さい。管理人は学生課に対応を確認して下さい。病院へは容体を電話連絡し、受け入れが認められてから、出向くように指導して下さい。この際、タクシーなどの公共交通機関などの利用は出来るだけ避けるよう指導して下さい。

(4) 罹患寮生は、食事を自室において一人でとらせて下さい。可能な範囲で、罹患寮生は最も奥の部屋を利用させ、健常寮生と区画を分け、利用するトイレや入浴時間、洗濯機も分けることとします。

(5) 寮生は罹患の有無に関わらず咳マナーを守るように指導して下さい。

(6) 寮生は不要・不急の用事で人込みに行かないように指導して下さい。

(7) 多数の寮生が往来する場所は、30分に一度換気を必ずさせて下さい。

(8) 複数寮生が触るドアノブ、スイッチ、引き戸等の部分は、多くの学生が出寮した後と消灯時に液体洗剤(界面活性剤を含有)やハイター類(塩素系漂白剤・次亜塩素酸ナトリウム含有)を利用して消毒して下さい。電子機器のボタン類は、液体洗剤を染ませたぞうきんを固く絞ってから拭くことで消毒して下さい(液体成分が多いと故障の原因になります)。

(9) 吐しゃ物、汚物、廃棄物の消毒が必要な場合は、ハイター類(塩素系漂白剤・次亜塩素酸ナトリウム含有)で行って下さい。くれぐれもホースで水をかけて、ウイルス類を跳ね飛ばさないようにご注意下さい。

(10) 風邪症状の学生が実家に帰る場合は保護者の運転する自動車等で移動させ、公共

交通機関の利用を避けさせて下さい。管理人が自家用車で風邪症状の学生を送迎することは、罹患の恐れがありますので避けて下さい。

(11) 実家へ帰る事のできない寮生のうち軽症者は、寮内で回復できるようにする一方、管理人や健常な寮生が罹患しないように十分に注意を払って下さい。管理人は罹患寮生には必ずマスクを着用した状態で接し、出来れば使い捨て容器で食事を提供し、ゴミは直接触らないよう、プラスチック手袋で扱って下さい。罹患寮生の回復時には、対応解除について学生課と健康管理センターへ相談の電話をして下さい。

(12) 管理人が罹患寮生の希望する買い物を代行する等の配慮は結構ですが、商品の受け渡しの際に濃厚接触にならないよう、電子媒体（Email、LINE、ショートメール）も活用して罹患学生との直接接触の時間を減らして下さい。健常学生と罹患学生の直接接触も可能な限り減らし、電子媒体を活用してコミュニケーションを図るように指導して下さい。

6) 海外渡航について

(1) 海外渡航に関しては、「海外渡航に関する危機管理ガイドライン」に従ってください。

<https://www.ous.ac.jp/common/files/144/201902150416120605662.pdf>

尚、今治キャンパスにおいては、別に定める「家畜防疫等に係る帰国後行動マニュアル」にも従ってください。

(2) 危険レベルで、職員および学生の渡航判断基準が異なります。レベル3の国への渡航は、教職員を含めて原則中止となっているので、注意してください。

(3) 危険レベルに応じて、証明書類の提出や所属長の承諾書が必要となります。また、渡航中においても、状況に応じて帰国指示を出す場合があります。

(4) 感染蔓延国（検疫強化対象地域及び入国制限対象地域）からの帰国後、2週間の自宅待機を要請していますので、その期間も含めた渡航計画を立ててください。

以上